

民法（配点 60 点）

【問題】

以下の【設例】を読んで、【設問 1】、【設問 2】に答えなさい。なお、各【設問】は独立である。

【設例】

Aは、債権者からの強制執行を免れるため、自己の所有する甲土地を、本当は贈与するつもりはないにもかかわらず、Bに登記名義を移転することを思いついた。そこで、Aは、令和4年11月1日、Bに無断でAB間の贈与契約書を作成し、甲土地の登記名義をBに移転した。

その後、甲土地の固定資産税の請求を受けたBは、甲土地の登記を調べたところ、甲土地の登記名義が自己にあることを知った。

そこで、Bは自己名義の登記があることを奇貨として、令和5年5月1日、Cに対し甲土地を代金3000万円で売却した。Cは、Bとの契約当時、甲土地の所有権移転登記がB名義になった経緯については全く知らず、Bが所有者であると信じて契約をしたものである。そして、現在も、甲土地の登記名義はBのままである。

一方、Aは、令和5年6月1日、甲土地をDに対しても1000万円で売却したが、その際、DはCがBから甲土地を譲り受けたことを知っていた。なお現在も、甲土地の東側半分は、Aが駐車場として使用し、西側半分は、Dが資材置き場として使用している状況にある。

【設問 1】（配点 40 点）

Cは、Aに対し、甲土地の明渡しを請求することができるか。請求が認められるためにはCが無過失であることおよびC名義の甲土地の登記が必要かについても触れつつ、論じなさい。

【設問 2】（配点 20 点）

Cは、Dに対し、甲土地の明渡しを請求することができるか。

以上